

| | ご質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | 「安全衛生に関する動画を作成して教育を行う」という取組みは、モデル事業の対象となるか。 | 労働時間削減に資する事業であれば、モデル事業の対象となります。 |
| 2 | 事業実施にあたりアドバイザーをアサインすることは必須であるか。 | 事務局側で進捗管理等はさせていただきますが、アドバイザーをアサインすることは必須ではありません。 |
| 3 | 見積書等の金額の根拠となる書類を揃えることが公募期間内に難しい場合はどのようにすれば良いか。 | 概算金額が分かるもの（ECサイトなどに記載の金額など）の提出をお願いします。 |
| 4 | （様式1）申請書の>（3）モデル事業の概要>申請前の各種調整状況について、協力会社などの事前の調整が必須であるか。 | 必須ではありません。事前の調整が出来ている場合には、加点とします。 |
| 5 | タイプCの申請を予定しているが、発注関係事務に関する資料作成、相談対応、助言に伴う人件費は対象となるか。 | 当該業務に係る人件費は対象となります。 |
| 6 | 弊社は建設業向けシステムを提供する会社である。建設事業者が申請をして、弊社製品を推薦いただくといった連携は可能か。 | 建設事業者からの推薦であれば対象となります。 |
| 7 | 既に業務効率化等のシステムを導入している事業は対象となるか。 | 導入済の事業はBefore Afterの効果測定が困難であることが予想されるため、採択の対象とすることは難しいと考えます。 |
| 8 | 工事期間がモデル事業実施期間の期限である11月末を超える場合であっても、モデル事業の対象となるか。 | 工事期間が11月末を超える場合であっても、モデル事業実施が11月末までに完了するものであれば、モデル事業の対象となります。 |
| 9 | モデル事業者として採択された場合は、「●●モデル企業」などの認定は予定しているか。 | 国土交通省のHPIにて採択事業者の公表は予定していますが、「●●モデル企業」などの認定は予定していません。 |
| 10 | 工事単位ではなく、会社全体としてDXを推進している。モデル事業の対象は、会社単位ではなく、工事単位であるか。 | モデル事業は工事現場単位となります。 |
| 11 | 弊社で現在取り組んでいる業務効率化に関する施策の拡大・改善はモデル事業の対象になるか。 | 貴社で現在取り組んでいる業務効率化に関する施策の拡大・改善もモデル事業の対象となります。 |
| 12 | 事業の内容は外部に公表されるのか。 | 各事業内容については、他の企業・建設工事現場への展開を促進することを目的として、事業終了後に事例集・パンフレットとして取りまとめを行う予定です。 |
| 13 | モデル事業者から提出する「完了実績報告書」をそのまま事例集として展開するのか。 | 「完了実績報告書」や事業実施中のモニタリング時のInputをベースとして、事務局であらためて取りまとめた資料を展開する予定です。 |